

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	新宿区第二次実行計画策定に向けた区民討議会の開催について
--------	------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第 11 条第 2 項第 5 号（目的外利用）

【報告】

◇第 14 条第 1 項（個人情報を取り扱う業務の委託）

（担当部課： 総合政策部企画政策課 ）

事業の概要

事業名	新宿区第二次実行計画策定に向けた区民討議会の開催について
担当課	総合政策部企画政策課
目的	新宿区第二次実行計画の策定にあたり、無作為抽出による多様な区民の声を反映させるため
対象者	区民（永住資格のある外国人を含む）
事業内容	<p>概 要</p> <p>○平成23年度の新宿区第二次実行計画の策定にあたり、計画素案に掲げる事業に対し、普段あまり区政に参加することのない区民からの率直な意見を伺うため、無作為抽出した区民による区民討議会を開催し、事業仕分けの手法を活用した事業判定を行う。判定結果はパブリック・コメント等の意見と合わせて総合的に判断し、多様な区民による透明性の高い計画づくりを目指す。</p> <p>区民討議会においては、多くの外国人が居住するという新宿の特性を捉え、日本国籍を有する区民だけでなく、新宿区に長く住所を有する外国人（永住者）も参加対象者とし、意見を伺うものである。</p> <p>○開催月日：10月下旬の連続する2日間を予定</p> <p>○討議方法：別に定める基準により選定した事業について、分野ごとにグループを編制し、職員による事業説明、質疑応答、区民討議、事業判定等を行う。</p> <p>○抽出方法：永住資格を有する（特別永住を含む）外国人の中から、住民登録者とあわせ、基準日における18歳以上、1,200名程度を無作為抽出し、区民討議会への参加を募る。参加者は60名程度とし、希望者が多い場合は抽選を行う。</p> <p>※年齢・性別は、グループ討議を行うための班構成を定めるために利用する。</p> <p>※国籍は抽出対象者の人数統計のみに利用する。</p>

件名 区民討議会参加依頼者を抽出するための外国人登録簿の個人情報の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	戸籍住民課	利用課	企画政策課
登録業務の名称	外国人登録業務	登録業務の名称	新宿区第二次実行計画の策定に向けた区民討議会
登録業務の目的	外国人の居住関係及び身分関係を明確にするため	登録業務の目的	第二次実行計画の策定に向けて区民意見を収集するため
登録業務に係る個人情報の記録媒体	登録原票およびホストデータ	登録業務に係る個人情報の記録媒体	文書および帳票電子データ
目的外利用を行う理由	永住資格等を有する外国人区民に対して、住民登録者と同様、第二次実行計画策定に向けた区民討議会への参加依頼を行うため。		
目的外利用を行う情報項目	①氏名 ②住所 ③生年月日 ④性別 ⑤在留資格 ⑥国籍		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	紙(リスト)、データ(CSV)		
目的外利用の時期・期間	平成23年7月1日から平成24年3月31日まで		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****		

◇個人情報の収集を伴う委託、重要な個人情報の提供を伴う委託、その他の委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名「第二次実行計画策定に向けた区民討議会」運営業務の委託について

保有課(担当課)	総合政策部企画政策課
登録業務の名称	新宿区第二次実行計画の策定に向けた区民討議会
委託先	プロポーザルにより委託先業者を決定する。
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	基準日現在、住民基本台帳に記載された区民及び外国人登録原票の中で永住資格を有する(特別永住含む)外国人の中から無作為抽出による、18歳以上の者の住所・氏名1,200名分
処理させる情報項目の記録媒体	住所、氏名の記載がある案内状
委託理由	区民参加による討議会運営のノウハウを持った委託業者に運営、準備等の業務を依頼することで、業務を効率的に実施するため。
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> (1) 案内状及び参加申込書等の窓空き封筒を利用した封入封かん、発送に関する作業 (2) 事業判定対象事業の選定基準および評価基準の検討 (3) 区民討議会の準備、運営、進行、記録及び参加者への待遇(昼食・謝礼の提供等を含む) (4) 討議会結果報告書の作成 <p>※参加申込書の返送先は総合政策部企画政策課とする。</p>
委託の開始時期及び期限	契約締結の翌日 から 平成24年3月31日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 参加申込書の返信先は、総合政策部企画政策課として、区で回答内容を確認した上で、業者に渡す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。